

児童の携帯電話所持について

宮古島市立砂川小学校

1 はじめに

令和2年7月31日に文部科学省より「学校における携帯電話の取扱い等について」という通知があり、その中で「小学校においては、学校への児童の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とするべきであること。」と記載されています。

ただし、登下校の安全確保など、やむを得ない事情がある場合は、例外的に持ち込みを認めるため、改めて許可申請を行うことにいたします。つきましては、以下の内容を確認した上で、所持が必要な場合には所持申請を行っていただきますようお願いいたします。(令和7年度、申請を行った方も、もう一度行ってください。)

2 携帯電話に関する本校規則

- (1) 携帯電話所持については原則禁止とする。
- (2) ご家庭の諸事情により、携帯電話の所持が必要である場合は「携帯電話の校内所持申請書」の提出により、条件付きで所持を認める。(但し、許可の期間は今学年度の末日までとする。)
- (3) 申請する携帯電話は、フィルタリング機能を備えた携帯電話、もしくはキッズ携帯であること。
- (4) 校内では電源を切り、授業や休み時間などの教育活動中には使用しないこと。
- (5) 使用場所は児童玄関のみとする。
- (6) 本人(兄弟)のみの使用であり、他者へ使用させないこと。
- (7) 原則として保護者・ご家庭との連絡だけの使用とする。
- (8) 児童が無許可で携帯電話を所持している場合は担任が預かり、指導後に保護者へ返却する。
- (9) 携帯電話の保管や紛失、故障、所持による諸問題(ネットトラブル等)に関しては、保護者の責任のもとで管理する。
- (10) 規則が守れない場合は、その場で学校職員が預かり、指導後保護者へ返却する。なお状況に応じては、校内への持ち込みを一定期間禁止する場合がある。

3 携帯電話の校内持ち込みの申請方法

- (1) 「携帯電話の校内所持申請書」を提出
- (2) 上申請内容を確認し、携帯電話の校内所持を承認

携帯電話の校内所持申請について

宮古島市立砂川小学校

携帯電話に関する本校規則

- (1) 携帯電話所持については原則禁止とする。
- (2) ご家庭の諸事情により、携帯電話の所持が必要である場合は「携帯電話の校内所持申請書」の提出により、条件付きで所持を認める。(但し、許可の期間は今学年度の末日までとする。)
- (3) 申請する携帯電話は、フィルタリング機能を備えた携帯電話、もしくはキッズ携帯であること。
- (4) 校内では電源を切り、授業や休み時間などの教育活動中には使用しないこと。
- (5) 使用場所は児童玄関のみとする。
- (6) 本人(兄弟)のみの使用であり、他者へ使用させないこと。
- (7) 原則として保護者・ご家庭との連絡だけの使用とする。
- (8) 児童が無許可で携帯電話を所持している場合は担任が預かり、指導後に保護者へ返却する。
- (9) 携帯電話の保管や紛失、故障、所持による諸問題(ネットトラブル等)に関しては、保護者の責任のもとで管理する。
- (10) 規則が守れない場合は、その場で学校職員が預かり、指導後保護者へ返却する。なお状況に応じては、校内への持ち込みを一定期間禁止する場合がある。

----- ✂ 切り取り ✂ -----

令和 年 月 日

宮古島市立砂川小学校 校長 砂川 栄作 様

携帯電話の校内所持申請書

児童名	年 組 番 ()
住 所	
保護責任者	
電話番号	
申請の理由	

上記の携帯電話に関する校内規則を遵守します。

保護者氏名 _____ 印

令和8年度

携帯電話の校内所持承認証

宮古島市立砂川小学校

年 組 氏名

上記の児童が校内に携帯電話を持ち込むことを承認します。

但し、下記のきまりを遵守すること。

記

- (1) 申請した携帯電話は、フィルタリング機能を備えた携帯電話、もしくはキッズ携帯であること。
- (2) 校内では電源を切り、授業や休み時間などの教育活動中は使用しないこと。
- (3) 使用場所は、児童玄関のみとする。
- (4) 本人(兄弟)のみの使用であり、他者へ使用させないこと。
- (5) 原則として保護者・ご家庭との連絡だけの使用とする。
- (6) 携帯電話の保管や紛失、故障、所持による諸問題（ネットトラブル等）に関しては、保護者の責任のもとで管理する。
- (7) 規則が守れない場合は、その場で学校職員が預かり、指導後保護者へ返却する。なお状況に応じては、校内への持ち込みを一定期間、禁止する場合がある。

令和8年 月 日

宮古島市立砂川小学校

校長 砂川 栄作 印